



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 627 広告掲載に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (広報室)
- 628 平成18年度地籍調査事業計画の策定 (地域振興課)
- 629 随意契約の相手方の決定 (情報システム課)
- 630 有害図書等の指定 (青少年課)
- 631 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 632 " ( " )
- 633 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要 ( " )
- 634 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 ( " )
- 635 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 636 生活保護法による指定医療機関の辞退 ( " )
- 637 生活保護法による医療機関の指定 ( " )
- 638 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (障害福祉課)
- 639 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 ( " )
- 640 児童福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 ( " )
- 641 救急病院の認定 (医務課)
- 642 土地改良区の合併認可 (農村計画課)
- 643 土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更の認可 ( " )
- 644 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)
- 645 基本測量の実施 (技術調査課)
- 646 公共測量の実施 ( " )
- 647 道路の位置の指定 (都市政策課)

### ○ 労働委員会告示

- 2 あっせん員候補者名簿の公示

### ○ 公告

情報システムの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格審査の実施 (情報政策課)

### ○ 諸報

拾得物件公告 (和歌山県田辺警察署)

### ○ 正誤

平成18年3月10日付け和歌山県報第1740号和歌山県告示第264号中

平成18年3月10日付け和歌山県報第1740号和歌山県告示第266号中

平成18年3月10日付け和歌山県報第1740号和歌山県告示第268号中

平成18年3月14日付け和歌山県報第1741号和歌山県告示第290号中

平成18年3月28日付け和歌山県報号外和歌山県告示第466号中

## 告 示

### 和歌山県告示第627号

広告掲載の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年2月8日制定。以下「資格審査要綱」という。)第5条第1項第1号に基づき、広告掲載の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定める。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

#### 1 登録区分

広告掲載

#### 2 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者以外のもので資格審査要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を有すると認められ競争入札参加有資格者名簿に登載されている者とする。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までに掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納している者

(5) 和歌山県内に本店、支店又は営業所を有しない者

(6) 資格審査基準日以前において印刷物又はインターネ

ット等への広告の掲載を良好に行った実績がない者

3 申請の方法

(1) 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、競争入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

ア 経営状況等に関する次に掲げる調書

営業概要書

イ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

ウ 印鑑証明書(法人にあっては法務局の、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か月を経過していないものに限る。)

エ 使用印鑑届

オ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の県内の市町村が課する法人市町村民税(個人にあっては直近1年度分の個人市町村民税)

キ 誓約書

ク 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状

ケ 資格審査基準日以前において印刷物又はインターネット等への広告の掲載を良好に行ったことを証明する広告紙面及び契約書の写し

(2) 資格審査申請書及び(1)のア、エ、キ、クに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、6に掲げる県の機関に平成18年5月1日(月)から平成18年5月26日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く、毎日午前9時から午後5時までの間に請求できる。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成18年5月26日(金)午後5時までの間に和歌山県広報室に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

平成18年5月1日(月)から平成18年5月31日(水)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県広報室

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2034(直通)

ファクシミリ番号 073-423-9500

7 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

(1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により平成18年6月16日(金)までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成18年6月26日(月)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成18年6月27日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出は、6に掲げる場所とする。

10 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、資格を認定した日から平成21年7月31日(金)までとする。

11 競争入札の公示の方法

一般競争入札に係る競争入札を行う場合は、和歌山県報により公告する。

12 問い合わせ先

和歌山県広報室

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2034(直通)

ファクシミリ番号 073-423-9500

和歌山県告示第628号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により平成18年度地籍調査事業計画を定めたので同条第5項の規定により公示する。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行う者の名称

和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、北山村、串本町

2 調査区域

別表1参照

3 調査期間

平成18年4月28日から平成19年3月31日

別表1

都市	市町村名	区域名		
和歌山市	和歌山市	谷の一部		
		上黒谷の一部		
		北別所の一部		
		上野の一部		
		北野の一部		
		弘西の一部		
		江南の一部		
		松原の一部		
		海南市	海南市	阪井の一部
				沖野々の一部
				且来の一部
橋本市	橋本市	岡田		
		彦谷の一部		
		菖蒲谷の一部		
		野の一部		
		平野の一部		
		山田の一部		
		上田の一部		
		中道の一部		
		隅田町中島の一部		
		出塔の一部		
		恋野の一部		
有田市	有田市	宮原町滝の一部		
		宮原町新町の一部		
		宮原町滝川原の一部		
		糸我町中番の一部		
御坊市	御坊市	湯川町財部の一部		
		藤田町吉田の一部		
		熊野の一部		
田辺市	田辺市	鮎川の一部		
		下川下の一部		
		合川の一部		
		本宮町静川の一部		
		本宮町三越の一部		
		上野の一部		
		中三栖の一部		
		稲成町の一部		
		上秋津の一部		
		上芳養の一部		
		龍神村福井の一部		
		龍神村柳瀬の一部		
		中辺路町川合の一部		
		中辺路町近露の一部		
		面川の一部		
		本宮町蓑尾谷の一部		
		本宮町野竹の一部		

新宮市

新宮市

上三栖の一部  
中辺路町高原の一部  
下川上の一部  
本宮町一本松の一部  
本宮町武住の一部  
本宮町大瀬の一部

紀の川市

紀の川市

三輪崎の一部  
日足の一部  
四瀧の一部  
九重の一部

東国分  
古和田の一部  
畑野上  
勝神の一部  
馬宿の一部  
上田井の一部  
下丹生谷の一部  
西川原の一部  
東川原の一部  
下鞆淵の一部  
名手上の一部  
西野山の一部  
王子  
名手西野の一部  
桃山町調月の一部  
貴志川町岸宮の一部  
貴志川町西山の一部

岩出市

岩出市

原  
西安上  
新田広芝の一部  
船戸の一部  
根来の一部  
ニヶ辻  
山崎  
清水の一部  
東坂本の一部  
金池の一部  
今中  
山田  
溝川  
森  
堀口

海草郡

紀美野町

永谷  
谷の一部

伊都郡

かつらぎ町

三谷の一部  
柏木の一部  
滝の一部  
新城の一部  
東谷の一部  
日高の一部  
花園梁瀬の一部  
妙寺の一部  
花園中南の一部

九度山町

北又の一部  
上古沢の一部  
下古沢の一部  
笠木の一部

高野町

高野山の一部

有田郡

湯浅町

湯浅の一部  
田の一部  
栖原の一部

広川町

前田の一部

日高郡	有田川町	下津木の一部 上津木の一部  吉見の一部 賢の一部 船坂の一部 田口の一部 大谷の一部 井口の一部 生石の一部 長谷川の一部 西ヶ峯の一部 下湯川の一部 押手の一部 上湯川の一部	東牟婁郡	那智勝浦町	大字中里の一部 大字湯川の一部		
	美浜町	和田の一部 田井の一部 吉原の一部		古座川町	直見の一部 真砂の一部		
	日高町	志賀の一部 萩原の一部 比井の一部 津久野 小池の一部 池田の一部 小浦の一部 産湯の一部 小坂の一部		北山村	大字竹原の一部 大字大沼の一部		
	由良町	江ノ駒の一部 吹井の一部 衣奈の一部 小引の一部 戸津井		串本町	鬮野川の一部 姫川の一部 伊串の一部		
	印南町	大字島田の一部 大字西ノ地の一部		和歌山県告示第629号			
	みなべ町	東本庄の一部 芝の一部 清川の一部 山内の一部 気佐藤の一部		和歌山県電子計算機の賃貸借等契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。			
	日高川町	千津川の一部 田尻の一部 高津尾の一部 山野の一部 藤野川の一部 土生の一部 佐井の一部 船津の一部 愛川の一部 熊野川の一部		平成18年4月28日 和歌山県知事 木村良樹			
	西牟婁郡	白浜町		庄川の一部 十九淵の一部 富田の一部 安宅の一部 内ノ川の一部 栄の一部 田野井の一部	1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権の設定 一式		
	上富田町	生馬の一部		2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 和歌山県企画部IT推進局情報システム課 和歌山市小松原通一丁目1番地			
	すさみ町	江住の一部 周参見の一部		3 随意契約の相手方を決定した日 平成18年4月1日			
		4 随意契約の相手方の氏名及び住所 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号					
		5 随意契約に係る契約金額 148,975,212円(うち消費税及び地方消費税の額7,094,052円)					
		6 契約の相手方を決定した手続 随意契約					
		7 随意契約の理由 特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。					
		和歌山県告示第630号					
		和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成18年4月18日、指定した。					

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	シティプレス 5月号	04339-5	東京三世社
月刊誌	月刊アサヒ芸能エンタメ 5月号	17901-05	徳間書店
月刊誌	ブレイクマックス 5月号	18011-05	コアマガジン
月刊誌	別冊ブラボー 5月号	17969-05	コアマガジン
月刊誌	月刊クリーム 5月号	03299-5	ワイレア出版
月刊誌	スコラ 5月号	15401-5	スコラマガジン
月刊誌	ザ・ベストMAGAZINE 5月号	14003-05	KKベストセラーズ
月刊誌	BUBKA 5月号	17885-05	コアマガジン
月刊誌	お宝ガールズ 5月号	02257-05	コアマガジン
月刊誌	シティヘブン関西版 5月号	14273-5	ダブリュオウコーポレーション

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第631号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
岩出中央ショッピングセンター  
和歌山県岩出市野上野98他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

オリンピックホーム株式会社 代表取締役 東優子  
和歌山市津秦143番地の6

株式会社パーティーハウス 代表取締役 大桑俊男  
和歌山市中島185番地の3

株式会社ジップ・ホールディングス 代表取締役 北嶋永一  
名古屋市北区若鶴町314番地

- 3 変更した事項  
大規模小売店舗の所在地  
(変更前)和歌山県那賀郡岩出町野上野98他  
(変更後)和歌山県岩出市野上野98他

- 4 変更年月日  
平成18年4月1日

- 5 変更した理由  
市制施行のため

- 6 届出年月日  
平成18年4月17日

- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山県小松原通一丁目1番地)

那賀振興局産業振興部産業総務課(和歌山県岩出市高塚209)

岩出市事業部農林経済課(和歌山県岩出市西野209)

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成18年4月28日から平成18年8月28日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第632号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エバグリーン岩出店  
和歌山県岩出市中迫118番3

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司  
和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の所在地  
(変更前)和歌山県有田郡湯浅町湯浅1590  
(変更後)和歌山市元町奉行丁二丁目65番地
- (2) 大規模小売店舗の所在地  
(変更前)和歌山県那賀郡岩出町大字中迫字水通118番  
3  
(変更後)和歌山県岩出市中迫118番3

4 変更年月日

- (1) については、平成16年12月24日
- (2) については、平成18年4月1日

5 変更した理由

- (1) については、本社所在地変更のため
- (2) については、市制施行による表示変更のため

6 届出年月日

平成18年4月17日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
那賀振興局産業振興部産業総務課(和歌山県岩出市高塚209)  
岩出市事業部農林経済課(和歌山県岩出市西野209)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成18年4月28日から平成18年8月28日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第633号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグキリン御坊店  
和歌山県御坊市湯川町財部字東新田1053-1、1054-1、1055

2 意見の概要

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
御坊市産業建設部商工振興課(和歌山県御坊市藪350番地)

日高振興局産業振興部産業総務課(和歌山県御坊市湯川町財部651)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成18年4月28日から平成18年5月29日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第634号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガーデンパーク和歌山  
和歌山市松江字向鷄ノ島1469-1他

2 意見の概要

(1) 騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び和歌山県公害防止条例を遵守してください。

(2) ごみの集積場所については、悪臭や飛散に関して十分注意し、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮してください。

また、分別収集にご協力願います。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成18年4月28日から平成18年5月29日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第635号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

指 番	定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
那医 198-17		打田診療所	紀の川市打田1096-1 108号	平成 18.3.31
新医 58-1		医療法人中村耳鼻 咽喉科	新宮市井の沢3番5号	平成 18.3.31
海南薬 12-8		保健調剤薬局朝日 海南店	海南市名高507-4	平成 18.3.31

和歌山県告示第636号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により  
指定した医療機関から辞退の届出があったので、同法第55  
条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
海薬 4-1	土岐薬局	海南市下津町黒田47	平成 18.3.31

和歌山県告示第637号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により  
医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、  
次のとおり告示する。

指定事業 所 番 号	申 請 者 の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	事業所の名称	事業所の 所 在 地	サービスの 種 類	廃 止 年 月 日
30000100 105117	社会福祉法人聖愛 会	伊都郡高野町高野 山44-22	森寛勝	南山苑ホームヘル プ	伊都郡高野町高野 山44-22	居宅介護・ 身体介護・ 家事援助・ 日常生活支 援	平成 18.3.31
30000100 129117	有限会社ユーロコ ーポレーション	有田郡有田川町土 生529-17	堺照治	ホームヘルパス テーションさかい	有田郡湯浅町湯浅 2077-2	居宅介護・ 身体介護・ 家事援助・ 日常生活支 援	平成 18.3.31

和歌山県告示第639号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20に  
規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり  
届出があったので、同法第15条の23第2号に基づき公示す

る。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業 所 番 号	申 請 者 の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	事業所の名称	事業所の 所 在 地	サービスの 種 類	廃 止 年 月 日
30000200 129116	社会福祉法人聖愛 会	伊都郡高野町高野 山44-22	森寛勝	南山苑ホームヘル プ	伊都郡高野町高野 山44-22	居宅介護・ 身体介護・ 家事援助・ 移動介護	平成 18.3.31
30000200 156119	有限会社ユーロコ ーポレーション	有田郡有田川町土 生529-17	堺照治	ホームヘルパス テーションさかい	有田郡湯浅町湯浅2 077-2	居宅介護・ 身体介護・ 家事援助・ 移動介護	平成 18.3.31

和歌山県告示第640号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20に規定す  
る指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出が

あったので、同法第21条の23第2号に基づき公示する。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業 所 番 号	申 請 者 の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	事業所の名称	事業所の 所 在 地	サービスの 種 類	廃 止 年 月 日
30000300 086117	社会福祉法人聖愛 会	伊都郡高野町高野 山44-22	森寛勝	南山苑ホームヘル プ	伊都郡高野町高野 山44-22	居宅介護・ 身体介護・ 家事援助・ 移動介護( 知的障害児 )	平成 18.3.31
30000300 108119	有限会社ユーロコ ーポレーション	有田郡有田川町土 生529-17	堺照治	ホームヘルパス テーションさかい	有田郡湯浅町湯浅2 077-2	居宅介護・ 身体介護	平成 18.3.31

家事援助・  
移動介護（  
知的障害児  
）

**和歌山県告示第641号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

名 称	所 在 地	有効期限
那智勝浦町立温泉病院	東牟婁郡那智勝浦町大字天満483-1	平成21.3.21

**和歌山県告示第642号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、三津ノ土地改良区と平野土地改良区の合併を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、三津ノ土地改良区は存続し、平野土地改良区は解散する。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

**和歌山県告示第643号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三津ノ土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

**和歌山県告示第644号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施する。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（病原体がサルモネラ・プロウラム又はサルモネラ・ガリナルムによるものに限る。）の発生予防のため

2 実施する区域

海草郡紀美野町

3 実施の対象とする家畜の種類及び範囲

鶏（種鶏について、概ね飼養羽数の10%、最少100羽）

4 実施の期間

平成18年5月15日から平成18年6月14日まで

5 検査の方法

血清反応（平板急速凝集反応）

**和歌山県告示第645号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 基本測量（土地条件調査）
- 2 作業期間 平成18年5月1日から平成19年3月31日まで
- 3 作業地域 新宮市  
東牟婁郡 太地町、那智勝浦町、北山村

**和歌山県告示第646号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通大臣から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）
- 2 作業期間 平成18年5月1日から平成19年3月30日まで
- 3 作業地域 和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、新宮市  
有田郡 湯浅町  
東牟婁郡 那智勝浦町

**和歌山県告示第647号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2869	紀の川市貴志川町北山字森ノ坪360-1の一部、361-1の一部、362-4の一部、363-4の一部、県道の一部	和歌山市栗栖2番地の7株式会社ビットサイン関西販売代表取締役中谷孝志	平成18.4.20	6.00	97.02



労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第2号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、関歴等を次のとおり公示する。

平成18年4月28日

和歌山県労働委員会会長 吉 澤 義 則

## 和歌山県労働委員会あつせん員候補者名簿

(平成18年4月13日現在)

氏名	現職	経験及び履歴	委嘱日
よし ざわ よし のり 吉 澤 義 則	弁護士	27期～36期公益委員 31期～35期会長代理 36期～会長	S.60. 4. 2
あり た よし ひで 有 田 佳 秀	弁護士	36期公益委員 36期会長代理	H.18. 3.17
は やま きょうこ 羽 山 京 子	アナウンサー	32期～36期公益委員	H. 9.12.15
しま もと たか お 島 本 隆 生	(元)和歌山県農林水産部長	35期～36期公益委員	H.16. 3.17
いし ばし さだ お 石 橋 貞 男	和歌山大学教授	36期公益委員	H.18. 3.17
みず の はち ろう 水 野 八 朗	弁護士	25期～35期公益委員 27期会長代理 28期～35期会長	S.55.10.17
たか しま まぎ あき 高 嶋 雅 明	和歌山大学教授	33期～35期公益委員	H.12. 1.18
うめ もと ひろ ふみ 梅 本 博 文	運輸労連和歌山県連合会執行委員長	33期～36期労働者委員	H.12. 1.18
たき とし ゆき 瀧 壽 行	和歌山県地方労働組合評議会事務局長	34期～36期労働者委員	H.14. 2.27
もり もと ほ づみ 森 本 穂 積	日本労働組合総連合会和歌山県連合会会長	34期～36期労働者委員	H.14.10.11
はり の こう ぞう 播 野 幸 造	UIゼンセン同盟和歌山県支部支部長	34期～36期労働者委員	H.15. 2.17
ふる たに のり お 古 谷 紀 男	和歌山県電力総連会長	34期～36期労働者委員	H.15. 2.17

しお じ しげ かず 塩 路 茂 一	和歌山県経営者協会専務理事	31期～36期使用者委員	H. 7. 11. 10
かわ むら かつ ひと 川 村 克 人	株式会社イーストアジア・コーポレーション取締役会長	32期～36期使用者委員	H. 10. 6. 24
あん どう もと じ 安 藤 元 二	関西コンサルティングシステム株式会社取締役社長	34期～36期使用者委員	H. 14. 2. 27
こ ばた えい ぞう 小 畑 英 三	小畑産業株式会社取締役社長	35期～36期使用者委員	H. 16. 3. 17
う じ けん いち 宇 治 健 一	株式会社サンライズ取締役社長	36期使用者委員	H. 18. 3. 17
お ぎき ひる あき 尾 崎 博 昭	きのくに信用金庫副理事長	34期～35期使用者委員	H. 14. 10. 11
じん とく こう じ 神 徳 皓 治	労働委員会事務局長		H. 17. 4. 28
き もと まさ とし 木 本 正 利	労働委員会事務局総務課長		H. 16. 4. 8
ふじ わら みつ お 藤 原 光 雄	労働委員会事務局審査調整課長		H. 17. 4. 28
まつ たに あき お 松 谷 秋 男	労働委員会事務局総務課副課長		H. 18. 4. 13
いけ お ひで ゆき 池 尾 英 之	労働委員会事務局審査調整課副課長		H. 17. 4. 28

## 公 告

## 公 告

情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号。以下「資格審査要綱」という。)に規定する情報システムの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者の資格審査を次のとおり実施する。

平成18年4月28日

和歌山県知事 木村良樹

### 1 資格審査要綱に規定する競争入札に参加することができる者の要件

資格審査要綱に規定する競争入札に参加することができる者の要件は、次に掲げる者以外の者で、同要綱第5条に規定する競争入札の参加資格に関する知事の審査(以下「資格審査」という。)を受け、同要綱第9条に規定する競争入札参加有資格名簿に登録されているものとする。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 国税、県税及び市町村税を滞納している者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号に掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において当該許可、認可等を得ていない者
- (5) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (6) 契約の履行が困難と認められる者
- (7) 資格審査基準日の属する事業年度の直前の2事業年度間に資格審査要綱第2条各号に規定する該当区分の情報システムの契約実績がない者

### 2 資格審査の申請方法

- (1) 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、競争入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

ア 経営状況等に関する次に掲げる調書  
事業経歴書

イ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

ウ 印鑑証明書(法人にあっては法務局の、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か月を経過していないものに限る。)

エ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)

オ 財務諸表(直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)

カ 誓約書

キ 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状

- (2) 資格審査申請書並びに(1)のア、カ及びキに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、当該用紙については、和歌山県のホームページからダウンロードし、又は4に掲げる県の機関に平成18年5月1日(月)から平成18年5月31日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に請求することができる。

- (3) 申請の手続について質問がある者は、平成18年5月31日(水)午後5時までの間に和歌山県企画部IT推進局情報政策課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

### 3 資格審査申請書類の申請の時期及び受付場所

平成18年5月1日(月)から平成18年5月31日(水)までの休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に、4で掲げる場所で受け付ける。

### 4 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部IT推進局情報政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2405

(FAX 073-441-2409)

### 5 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

### 6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年6月30日(金)までに通知する。

- 7 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、平成18年8月1日(火)から平成21年7月31日(金)までとする。
- 8 問い合わせ先  
和歌山県企画部 IT推進局情報政策課  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2405  
FAX 073-441-2409

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成18年4月28日

和歌山県田辺警察署長 西ノ種次

物件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
ポーチ (現金104,816円在中)	平成 18.3.24	田辺市稲荷町 (施設内)

正 誤

正 誤

平成18年3月10日付け和歌山県報第1740号和歌山県告示第264号中

日高郡日高川町 大字山野字分木 前21番1地先から 同町大字山野字 東畑343番1地先 まで	旧	6.30 } 9.10	165.00	
同上	新	7.70 } 11.50	165.00	

は、誤りにつき、

日高郡日高川町 大字三佐字井ノ 上442番1地先か ら同町大字田尻 字古屋116番1地 先まで	旧	3.40 } 12.40	1,161.00	
同上	新	3.40 } 12.40	1,161.00	
同上	新	10.00 } 17.70	1,179.00	弥谷橋 L=14.00

に訂正する。

正 誤

平成18年3月10日付け和歌山県報第1740号和歌山県告示第266号中

橋本市大字恋野 字放生池2448番1 地先から同市大 字恋野字放生池2 449番1地先まで	旧	7.60 } 16.10	80.00	
---	---	--------------------	-------	--

は、誤りにつき、

橋本市大字恋野 字放生池2448番1 地先から同市大 字恋野字放生池2 449番1地先まで	旧	6.25 } 16.10	80.00	
---	---	--------------------	-------	--

に訂正する。

正 誤

平成18年3月10日付け和歌山県報第1740号和歌山県告示第268号中

伊都郡九度山町 大字丹生川字玉1 72番3地先から同 町大字丹生川字 玉160番3地先ま で	旧	5.00 } 6.70	65.00	
同上	新	5.50 } 10.60	65.00	

は、誤りにつき、

伊都郡九度山町 大字丹生川字玉1 72番3地先から同 町大字丹生川字 玉160番3地先ま で	旧	5.23 } 7.66	65.00	
同上	新	5.80 } 13.77	65.00	

に訂正する。

正 誤

平成18年3月14日付け和歌山県報第1741号和歌山県告示第290号中

橋本市大字北宿 字七霞立會120番 146地先から同市 大字北宿七霞立 會120番146地先 まで	旧	3.40 } 4.30	70.00	
--	---	-------------------	-------	--

同上	新	14.60 } 19.60	70.00	
----	---	---------------------	-------	--

は、誤りにつき、

橋本市大字北宿 字七霞立會120番 146地内	旧	4.47 } 4.65	70.00	
同上	新	6.90 } 20.77	70.00	

に訂正する。

正 誤

平成18年3月28日付け和歌山県報号外和歌山県告示第466

号中

同上	新	7.44 } 15.32	167.30	うち県道 和歌山橋 本線重複 区間 L=245.00
----	---	--------------------	--------	--

は、誤りにつき、

同上	新	7.44 } 15.32	412.30	うち県道 和歌山橋 本線重複 区間 L=245.00
----	---	--------------------	--------	--

に訂正する。